



6資第10号

令和6年(2024年)4月11日

公益社団法人長野県宅地建物取引業協会 御中

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定等について(依頼)

日頃より、本県の廃棄物行政に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定に係る周知等については、廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定等について(平成27年(2015年)7月28日付け27資第201号長野県環境部資源循環推進課長通知)にて依頼したところですが、今回新たに別表の番号27に掲げる区域を指定区域として指定しましたのでお知らせします。

つきましては、追加された指定区域について貴協会会員への周知をお願い申し上げます。

なお、指定区域一覧表は県のホームページでも御覧いただくことができます。また、長野市及び松本市の指定区域については各市役所にお問い合わせください。

<指定区域一覧表の掲載ページ>

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling>

[/haikibutsu/siteikuiki.html](#)

(問合せ先)

担当：長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係
守田、塩沢

電話：026-235-7164(直通)

FAX：026-235-7259

E-mail：junkan@pref.nagano.lg.jp